平成２９年７月

会員各位

四日市商工会議所

**「長時間労働是正に向けた取り組み」及び「同一労働同一賃金」に関する調査実施に係る**

**ご協力のお願い**

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素より、当所の事業につきましては、種々ご高配、ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

四日市商工会議所では、長時間労働是正に向けての会員企業の皆様の取り組み等に関しご意見をお聞き致したく、ご多忙の折誠に恐縮ですが、本調査の実施にご理解・ご協力を賜りますよう、宜しくお願い致します。

ご記入頂きましたアンケートは７月２１日(金)までに、ＦＡＸ(０５９－３５５－０７２８)にてご返送よろしくお願いします。(当調査結果は当地域の状況として日本商工会議所へ報告し、その後の日本商工会議所の要望活動に反映されます。)

敬具

◎本件担当　四日市商工会議所　経営支援課　井田、石垣　(ＴＥＬ： ０５９－３５２－８２９０)

**返信先：四日市商工会議所　経営支援課行　ＦＡＸ　059-355-0728**

**Ⅰ　貴事業所の概要について**

（１）貴事業所の業種について、最もあてはまるもの１つに○をつけてください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① 建設業 | ② 製造業 | ③ 情報通信業 |
| ④ 運輸業 | ⑤ 卸売業 | ⑥ 小売業 |
| ⑦ 不動産業、物品賃貸業 | ⑧ 学術研究、専門・技術サービス | ⑨ 宿泊業 |
| ⑩ 飲食業 | ⑪ 生活関連サービス、娯楽業 | ⑫ 教育、学習支援業 |
| ⑬ 医療、福祉 | ⑭ サービス業(他に分類されないもの) | ⑮ その他（　　　　　） |

（２）主な製品・サービスについて、ご記入ください

|  |
| --- |
|  |

（３）事業形態について、あてはまるもの１つに○をつけてください

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① 株式会社 | ② 有限会社 | ③ その他法人 | ④ 個人事業主 | ⑤ その他（　　　　　　　） |

（４）資本金について、あてはまるもの１つに○をつけて下さい。（法人事業者のみ）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ① 5千万円以下 | ② 5千万円超～1億円以下 | ③ 1億円超～3億円以下 | ④ 3億円超 |

（５）経営者の年代について、あてはまるもの１つに○をつけてください

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ① 20代 | ② 30代 | ③ 40代 | ④ 50代 | ⑤ 60代 | ⑥ 70代 | ⑦ 80歳以上 |

（６）従業員数について、本支店、営業所を含んだをあてはまるもの１つに○をつけて下さい。　ただし、常勤役員、家族従業員、雇用保険未加入のパート・派遣社員等は下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① ０～５人以下 | ② ６～２０人以下 | ③ 21～50人以下 |
| ④ 51～100人以下 | ⑤ 101～300人以下 | ⑥ 300人超 |

**Ⅱ　長時間労働是正に向けた取り組みについて**

（１）政府では、働き方改革の一環として、長時間労働の是正を目標に時間外労働に上限を定めることとしております。　　政府が提示した時間外労働の上限規制（年間720時間、単月100時間未満、

2‐6ヶ月平均80時間以内）が貴社に与える影響について、該当するものに○をつけて下さい。

①影響が極めて大きい（事業継続が難しいレベル） 　　②影響が有る（課題はあるが対応可能）

③影響は無く現行のままで、特に何も対応しなくてもよい） ④わからない

（２）長時間労働是正に向けて、国が取り組むべきことまたは、国に支援してほしいことについて、

該当するものすべてに○をつけて下さい。【複数選択可】

①人手不足の解消　　　　　　　②長時間労働を削減するという強いメッセージの発信

③公務員の長時間労働の削減　　④長時間労働を生みかねない民間の商慣習・取引条件の是正

⑤民間企業の成功事例（ICT化、業務の見直し、能力開発、人事制度改革で効果のあった事例）

の蓄積・共有

⑥長時間労働の是正に向けた取り組みに対する助成の拡大

（IT化、テレワーク導入やコンサル費用の助成等）

⑦労働法・制度の規制緩和（高度プロフェッショナル制度の導入、裁量労働制の対象者拡大等）

⑧労働法・制度の規制強化

（勤務間インターバル規制の一律導入などの厳格な規制導入、罰則・監督指導の強化等）

⑨その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**Ⅲ　同一労働同一賃金制度導入の影響について**

 　 政府は、同じ仕事内容や働き方には同じ賃金を支払うべきとの「同一労働同一賃金」について、

昨年12月、ガイドライン案(※)を提示しました。(※当所ホームページに掲載)

（１）提示されたガイドライン案に対する評価について、最も該当するものに○をつけて下さい。

①分かりやすく実務の参考となった（現在の自社の労務管理が適切かどうか、判断できる）

②分かりにくく実務の参考とならなかった（現在の自社の労務管理が適切かどうか判断できない）

③今後どのような影響が出るか不安

（将来、自社の労務管理の改善を検討するうえで参考とならない）

④ガイドライン案について知らなかった（知っていたが、内容は未確認を含む）

⑤その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（２）上記設問Ⅲ(1)で②、③と回答した方にお聞きします。ガイドライン案が参考にならなかった・

今後不安に感じる具体的な理由について、該当するものすべてに○をつけてください。【複数回答可】

　 ①グレーゾーン（裁判でしか判断できない部分）が広すぎる

②示されている事例の内容が限定的過ぎる

③自社の賃金制度や就業規則をいつまでに、どのように変えていけばよいか分からない

④現行の法律を超えた解釈があることに違和感を覚える（派遣労働者の待遇改善など）

⑤法改正の方向性やスケジュールが分からない

⑥自社の賃金決定ルールを明確化できない

⑦手当の例が少ない　　　　　　　⑧福利厚生・教育訓練の例が少ない

⑨現場での問い合わせ・労使紛争（訴訟含む）が頻発する

⑩自社の労使関係、正規・非正規関係が悪化する

⑪内容が専門的過ぎて理解できない（専門家の助言が必要）

⑫人件費が極めて大きく増加し、事業継続が難しくなる

（現在の利益水準では到底コスト増に耐えられないので、正社員の処遇引き下げに踏み込むなど、

かなり抜本的なコスト削減策を取らなければならない）

⑬人件費は増加するが、コスト削減で何とか凌げる

（正社員の処遇引き下げなど抜本的なコスト削減策の必要はない）⑭その他(　　　　　　　　　)

御協力ありがとうございました。本調査票にご記入頂きました内容は当事業の実施運営にのみ利用します。